

2) 文化財関係

① 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周辺における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「福岡県文化財保護条例」（昭和 30 年福岡県条例第 25 号）、「北九州市文化財保護条例」（昭和 45 年北九州市条例第 32 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物の指定状況は、表 3.2-72 及び図 3.2-17 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周辺には国指定の天然記念物「夜宮の大珪化木」、北九州市指定の史跡「一本松塚古墳」等が存在している。

表 3.2-72 事業実施想定区域周辺の史跡・名勝・天然記念物

図中 番号	区分	種別	名称
1	国指定	天然記念物	夜宮の大珪化木
2	市指定	史跡	森鷗外旧居
3	市指定	史跡	一本松塚古墳

注：図中番号は、図 3.2-17 の番号に対応する。

「指定文化財」（北九州市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成



図 3.2-17 史跡・名勝・天然記念物の位置

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

事業実施想定区域及びその周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.2-73 及び図 3.2-18 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周辺には「境鼻番所跡」や「洲口番所」等が存在している。

表 3.2-73 事業実施想定区域周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

図中 番号	名称
1	室町遺跡
2	鋳物師町遺跡
3	日明南町横穴
4	日明一本松塚古墳
5	境鼻番所跡
6	千防遺跡
7	初音遺跡
8	洲口番所
9	牧山横穴群
10	新町遺跡
11	牧山古墳群

注：図中番号は、図 3.2-18 の番号に対応する。

「G-motty 行政情報」（北九州市、令和 7 年 7 月閲覧）より作成

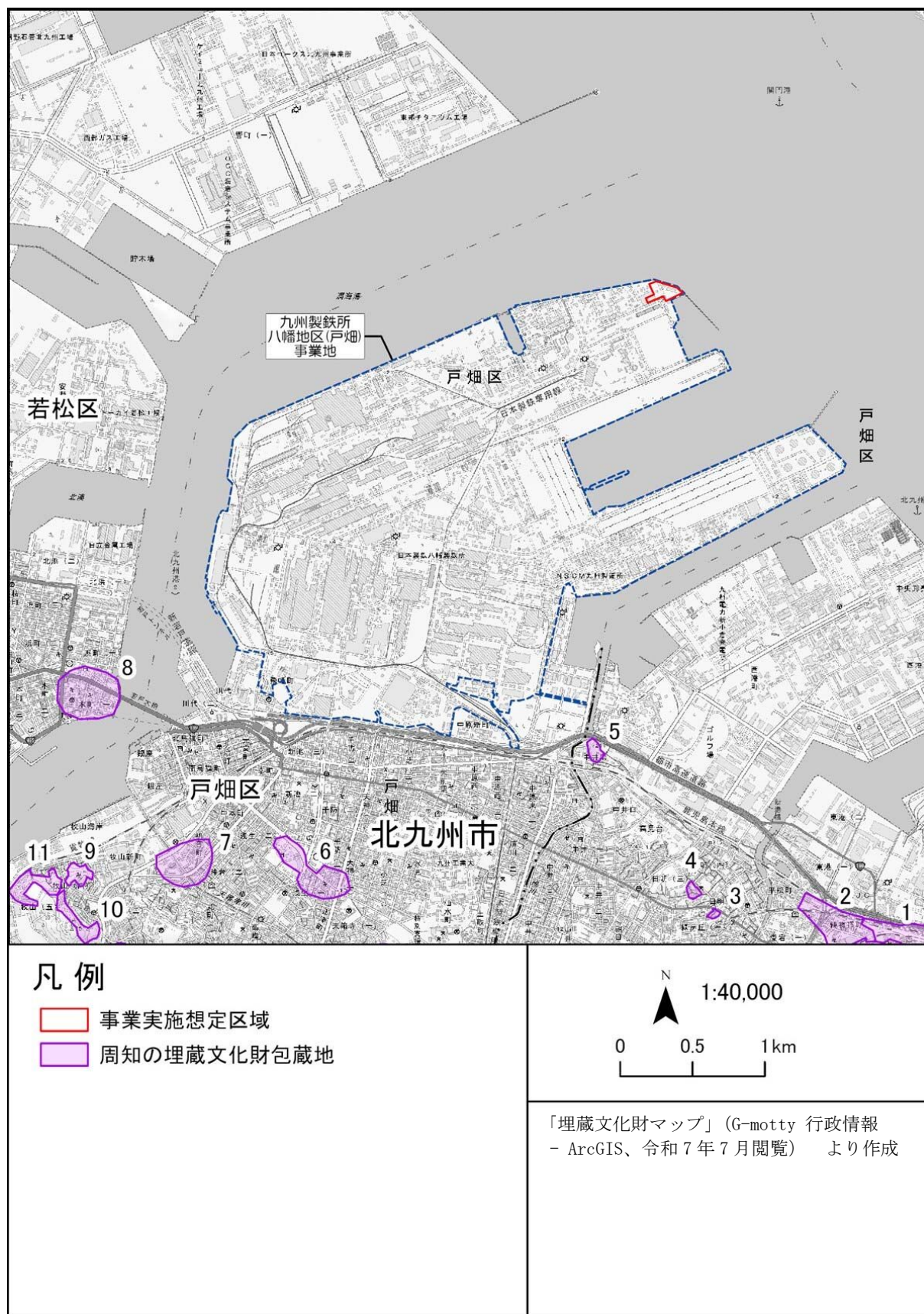


図 3.2-18 周知の埋蔵文化財包蔵地の位置

3) 景観関係

- ① 都市計画法に基づく風致地区及び景観法並びに北九州市都市景観条例により指定されている地区

事業実施想定区域及びその周辺における、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく風致地区並びに「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）及び「北九州市都市景観条例」（平成 20 年条例第 52 号）により指定を受ける地区は図 3.2-19 に示すとおりである。

事業実施想定区域は、「景観法」及び「北九州市都市景観条例」に基づく景観形成誘導地区に指定されている。

4) 国土防災関係

- ① 森林法に基づく保安林

事業実施想定区域及びその周辺には「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林は存在しない。

- ② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周辺における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-20 に示すとおりである。

- ③ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周辺における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-20 に示すとおりである。

- ④ 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周辺には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地は存在しない。

- ⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域

事業実施想定区域及びその周辺には、「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号）に基づく海岸保全区域は存在しない。

- ⑥ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく対象区域

事業実施想定区域及びその周辺は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく宅地造成等工事規制区域に指定されている。

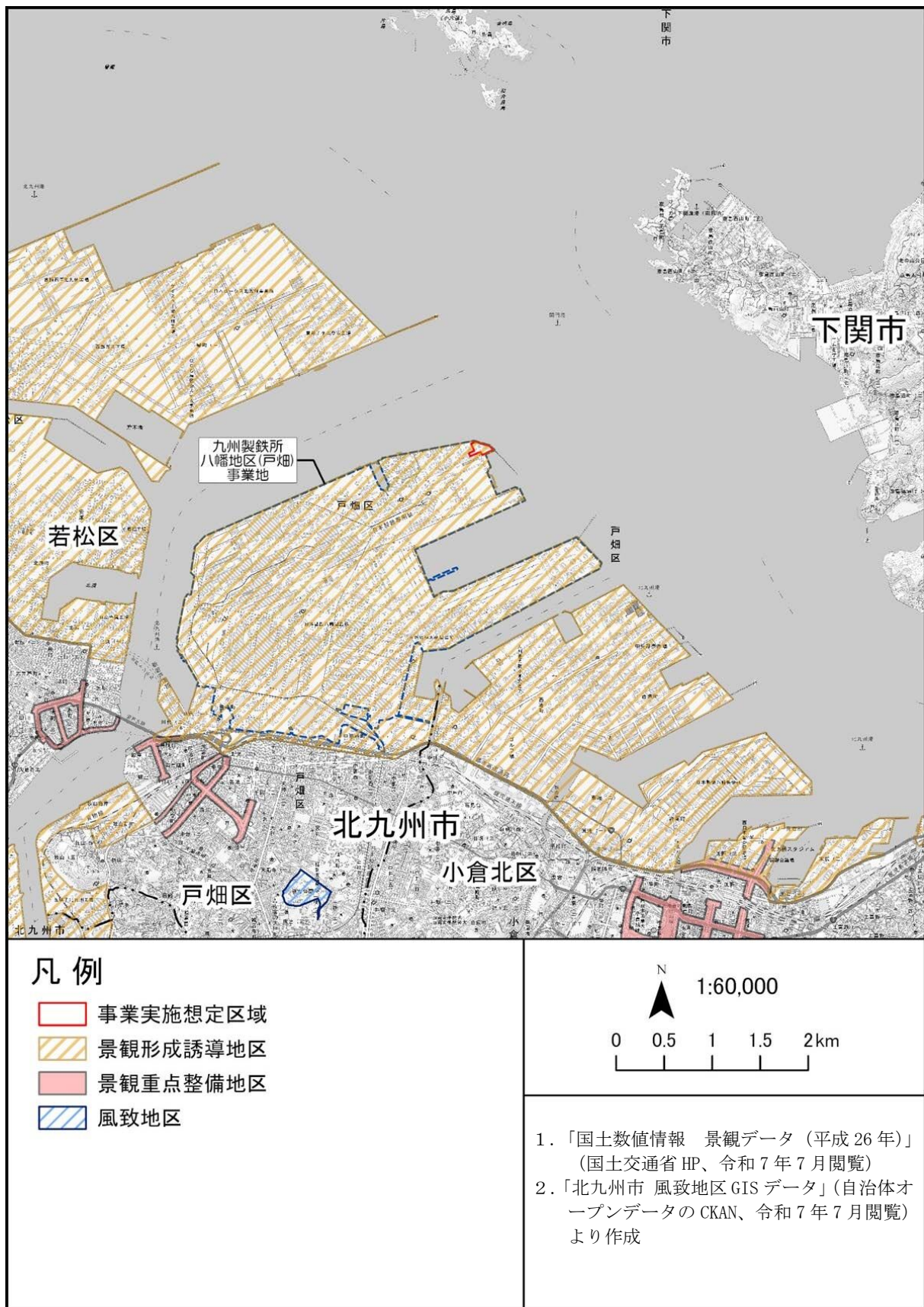


図 3.2-19 風致地区等の指定の状況

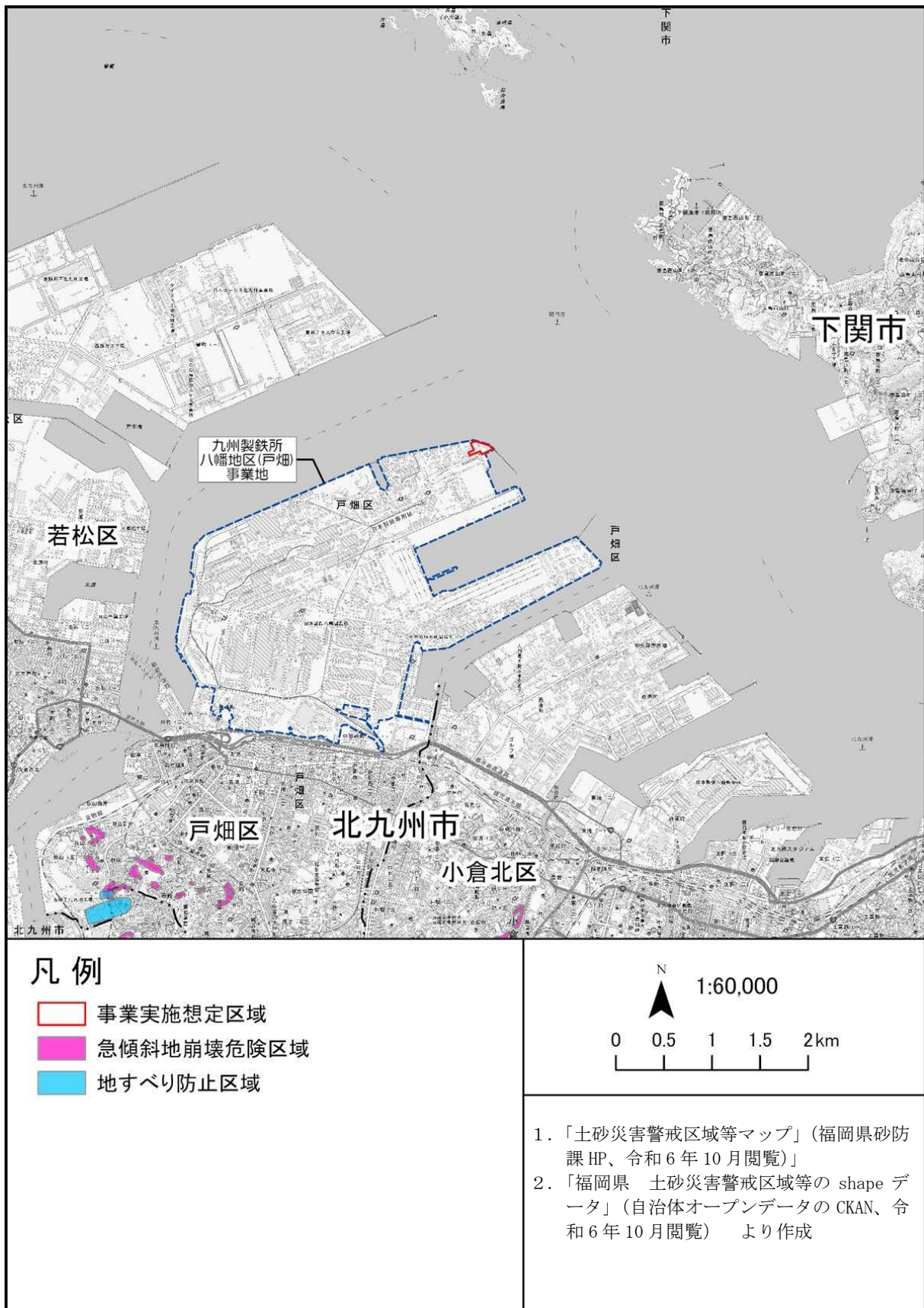


図 3.2-20 急傾斜地崩壊危険区域等の指定の状況

(白紙のページ)